

III 主要事項

第1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)に基づく医師等人材確保対策をはじめとした地域医療の確保など、安心して質の高い医療提供体制の充実を図るとともに、新型インフルエンザ等の感染症対策や、がん等の生活習慣病対策、難病等の疾病対策を推進する。

また、革新的な医薬品・医療機器の創出については、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成20年度改訂)に基づく施策を推進する。

医療保険制度については、高齢者医療制度の円滑な運営等により、安定的で持続可能な制度の運営を確保する。

1 安心と希望の医療の確保

847億円(670億円)

(1) 医師等人材確保対策の推進

488億円

① 救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援

50億円

▶ 救急医療を担う医師の支援(新規)

20億円

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

▶ 産科医療を担う医師の支援(新規)

28億円

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図る。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行うことにより、産科を志望する医師の確保を図る。

▶ へき地医療を担う医師の支援(新規)

1.4億円

へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。

② 医師派遣の推進

42億円

医師派遣が円滑に行われるよう、派遣元医療機関、派遣先医療機関及び派遣医師に対する支援の強化を図る。

(参考) 平成20年度第1次補正予算において、医師派遣を行う派遣元医療機関に対する支援の強化を図る。(59億円)